

○ 委員長報告

2月定例本会議で報告されたスポーツ文教警察委員長報告は、以下のとおりです。

令和2年2月定例会

スポーツ文教警察委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、障がい者スポーツの普及についてであります。

このことについて一部の委員から、東京パラリンピックの開催が近づく中、障がい者スポーツをどのように普及していくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、来年度は、障がい者スポーツの裾野拡大に重要な役割を果たす指導者の活動支援に力点を置くほか、引き続きパラトップアスリート等の競技力向上もサポートしていく。新たな取組みとして、ボッチャ競技の指導者養成や障がい者と健常者がともに楽しめるeスポーツの普及に取り組む、パラスポーツの県民への理解促進を図るため、障がい者スポーツ大会へのボランティア参加も促していきたい。

また、県では、車いすバスケットなど障がい者スポーツに利用できる施設があるが、一部の市町では、利用の際、細かな条件が付けられる事例があると聞いており、施設の利用拡大に向け県からも働きかけていきたい旨の答弁がありました。

第2点は、令和4年度四国インターハイに向けた競技力向上についてであります。

このことについて一部の委員から、四国ブロックとして初めて開催されるインターハイに向けて、競技力の向上にどう取り組んでいくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県としては、8位以内の入賞件数について、えひめ国体開催年の48件を超える50件を目標に掲げ、中高生の競技力向上に向けた取組みを一層強化することとしている。

強化方針としては、開催年に高校生となる学年を「ターゲット世代」に位置付け、県外遠征への参加選手・チーム数の拡大や実施回数の増加、県外強豪校を招いての練習試合や、全国トップレベルの優秀な指導者招聘による県内指導

者の資質向上研修会の実施など、中体連や高体連等の関係団体とも連携し、国体レガシーとしての競技力強化のノウハウも活用しながら、計画的に取り組んでいく旨の答弁がありました。

第3点は、愛媛県迷惑行為防止条例の改正についてであります。

このことについて一部の委員から、条例改正を受け、今後、客引き行為等の摘発にどのように取り組んでいくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、松山市中心部の繁華街対策として、県警本部と松山東警察署では、対策プロジェクトチームを発足し、客引き等を行っている店舗や暴力団が関係する店舗の実態把握のほか、防犯カメラの映像分析や視察・内偵等による客引き等の違法行為の取締りを行っている。

一方、実際には、警察官を見て逃げる者が多く、事前の客待ち行為を排除し、取締りの効果を高めるために、今回の条例改正を行ったものであり、今後も、客待ちを行う者や店舗に対する指導・警告と併せ、しつこい客引き等の違法行為の取締りを徹底するなど、総合的に対応していきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・聖火リレーの準備状況
- ・オリンピック・パラリンピックの事前合宿
- ・フリースクールと連携した不登校支援
- ・一斉臨時休業に伴う子どもや学校現場への支援
- ・誤認逮捕に係る再発防止策の徹底
- ・交通死亡事故抑止目標達成の要因

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。